

埼玉学園大学履修規程に関する細則

平成 30 年 3 月 7 日制定

平成 30 年 11 月 21 日改正

(目 的)

第 1 条 この細則は、埼玉学園大学履修規程（平成 30 年 1 月 10 日制定）（以下「規程」という）において「別に定める」とした事項の内容について定めるものとする。

（規程第 13 条第 5 項 定期試験における不正行為の取扱いについて）

第 2 条 定期試験の不正行為が初めての場合は、厳重注意のうえ、当該受験科目の試験を無効とする。

2 不正行為を 2 回以上行った場合は、当該学期に履修登録したすべての授業科目を原則不合格とする。

（規程第 18 条第 2 項及び第 19 条第 2 項 他大学等における修得単位及び入学前の既修得単位等の単位認定方法について）

第 3 条 他大学等及び入学前における単位修得科目が本学開講科目と内容の類似性が認められ、かつ本学開講科目の単位数を満たしている場合は、個別に単位認定する。

2 単位認定された科目の成績評価は「認定」とする。

3 単位認定の申請期限は、該当学生の卒業年度の 1 月末日までとする。

（規程第 20 条第 2 項 編入学生の既修得単位の単位認定方法について）

第 4 条 編入学生の既修得単位の認定基準については、全学共通科目の場合は、既修得単位科目の内容によって 28 単位から 36 単位の範囲内で一括認定する。ただし、必修科目の「英語 I・II」及び「情報機器の操作」に相当する科目の単位が未修得の場合は、本学にて履修しなければならない。

2 全学共通科目以外の既修得単位科目については、本学開講科目と内容の類似性が認められ、かつ本学開講科目の単位数を満たしている場合は、個別に単位認定する。ただし、一括認定単位数と合せて 62 単位を超えないこととする。

3 単位認定された科目の成績評価は「認定」とする。

（規程第 21 条第 2 項 単位互換協定を結ぶ他大学等における修得単位の単位認定方法について）

第 5 条 単位認定の対象となる科目及び認定分野等は、教授会の議を経て決定する。

2 他大学等の評価基準に基づき合格の判定を受けた科目の単位を、本学の単位として認定する。

3 単位認定された科目の成績評価は「認定」とする。

（規程第 22 条第 2 項 資格・検定試験の成果による単位認定方法について）

第 6 条 対象となる資格・検定試験及び単位認定される授業科目は、教授会の議を経て決定する。

2 単位認定された科目の成績評価は「優」とする。

3 単位認定の申請期限は、該当学生の卒業年度の 1 月末日までとする。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度入学生から適用する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学生から適用する。ただし、平成 30 年度以前の入学生は、なお従前の例による。